

平成21年12月に支給する公立大学法人九州歯科大学役員の業績年俸の額を定める規程

法人規程第 12号

平成21年12月7日

(平成21年12月に支給する公立大学法人九州歯科大学役員の業績年俸の額)

第1条 公立大学法人九州歯科大学役員報酬規程(平成18年法人規程第6号。以下「役員報酬規程」という。)第2条第1項に規定する役員に平成21年12月に支給する業績年俸の額は、役員報酬規程第4条第3項中「4,479,000」とあるのは、「4,145,000」とし、「4,095,000」とあるのは、「3,790,000」とし、これらの額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、業績年俸は支給しない。

(1) 平成21年6月に支給された業績年俸の額

(2) 平成21年4月支給された基本年俸額の $\frac{1}{2}$ の額に $\frac{1}{100}$ の0.25を乗じて得た額に、同年4月からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月までの月数を乗じて得た額

(3) 平成21年6月に支給された業績年俸の額に $\frac{1}{100}$ の0.25を乗じて得た額

4 基準額から平成21年6月に支給された業績年俸の額を減じた額に $\frac{1}{100}$ の0.25を乗じて得た額

附 則

この規程は、公布の日から施行する。